

いま憲法が危ない！

国防軍をつくりますか？

お子さんやお孫さんを、戦争に行かせますか？

日本国憲法 第9条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党改憲草案 第9条の2(国防軍)

1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 …省略…

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。



SAVEザ9条・SAVEザ憲法 西東京実行委員会

HP <http://save-kenpou.jimdo.com/>

Twitter @SAVEtheKENPO_NT



憲法を守る意見広告・

請願署名をお願いするにあたって

《ご一緒にお考えいただきたいひとつのこと》

安倍内閣が、まず手を着けようとしている憲法第96条について考えてみましょう。

憲法第96条 第1項

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

安倍内閣はこの「3分の2以上の賛成」を「過半数の賛成」に変えようというのです。自民党と安倍首相はその理由として、「両院の3分の2以上という要件は厳しすぎる」、「3分の1ちょっとの国会議員が反対すれば、国民が指1本触れられないのはおかしい」といっています。本当にそうなのでしょうか。よその国を見てみましょう。

アメリカ合衆国…連邦議会の3分の2以上の賛成と4分の3以上の州議会の承認
フィリピン…議会の4分の3以上の賛成と国民投票
韓国…議会の3分の2以上の賛成と国民投票（過半数の投票で過半数の賛成）
ベラルーシ…議会の3分2以上の議決を2回と国民投票
イタリア…一定期間を置いて再度の議決。2回目は各院の3分の2以上の賛成
ドイツ…連邦議会の3分の2以上の賛成と連邦参議院の3分の2以上の賛成
フランス…各院の過半数の賛成と両院合同会議での5分の3以上の賛成

つまり、日本だけが厳しくしているわけではありません。憲法は国家（権力）が国民の権利を侵害することのないようにその手を縛るものですから、その改正には一般の法律とはちがった厳しい要件を課しているのです。これが世界の近・現代立憲主義の常識です。

厳しすぎるというのは、この世界の常識を認めないか、為にする議論と言わなければなりません。

《ご一緒にお考えいただきたいもうひとつのこと》

そもそも安倍内閣には、改憲を語る資格があるのでしょうか？

第2次安倍内閣を生み出した昨年暮れの総選挙において、自民党は、政権を失った前回(09年)の総選挙より219万票(比例区)、166万票(小選挙区)それぞれ票を減らしているのです。その小選挙区選挙で自民党は、2564万票(43.01%)の得票で237議席(79%)を獲得しています。「4割台の得票で8割の議席」といわれる小選挙区制の弊害・非民主性が絵に描いたように出ています。この選挙(小選挙区)では53.06%にあたる3730万票が、議席に結びつかない死に票になっているのです。

安倍内閣の基盤は虚構の多数そのものというべきではないでしょうか。

そして1票格差問題があります。昨年総選挙における1票格差問題(最大2.43倍)についての訴訟では、そのすべてについて、「違憲」ないし「違憲状態」との判決が出されました。うち2件についてはついに「選挙無効」の判決が出ているのです。

憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

憲法第14条 第1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法第43条 第1項

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

違憲・無効と判断された立法府に、改憲を発議する資格があるのかという根源的な疑問がマスコミからも提起されていますが当然です。

憲法改正を論ずる前に、この格差を是正し、投票価値の平等と民意の反映を実現する選挙制度の改革こそ先決ではないでしょうか。



・代表・

阿原成光(守ろう平和憲法・西東京の会) 落合ヒデ(西東京市民)
鈴木伶子(キリスト者平和ネット)

・事務局及び連絡先・ ※呼びかけ人の名前はHPに掲載

出原 隆 (谷戸緑九条の会) 042-421-3297
鈴木 治夫 (西東京市民会議) 042-460-8899
白川 嘉道 (高齢者九条の会・西東京) 042-462-5770
中川 航一 (西東京市民) 042-458-1779
西 紘洋 (みんなのNONUKES☆西東京) 042-423-5066
町田 周一 (ゆいま～るの会) 042-497-4397
森 武郎 (ひばり9条の会) 042-423-6327
村瀬 敬子 (守ろう平和憲法・西東京の会) 042-467-0061
安田 直人 (東久留米キリスト者九条の会) 050-1414-0090
渡辺嘉津子 (九条女の会) 042-458-5797